

■ 前年度の平均利用延べ人員数の算定方法

(1) 前年度の利用実績が6月以上の事業所

【算定対象期間】

前年度の4月から2月において通所介護費（通所リハビリテーション費）を算定している月

【利用者の計算方法】

利用者の所要時間 (通所介護)	利用者の所要時間 (通所リハビリテーション)	利用者数
7時間以上9時間未満	6時間以上8時間未満	利用者数をそのまま計上
5時間以上7時間未満	4時間以上6時間未満	利用者数×3/4
3時間以上5時間未満 (2時間以上3時間未満を含む)	3時間以上4時間未満 2時間以上3時間未満	利用者数×1/2
	1時間以上2時間未満	利用者数×1/4

【介護予防通所介護（介護予防通所リハビリテーション）の利用者の計算方法】

指定通所介護（通所リハビリテーション）と指定介護予防通所介護（介護予防通所リハビリテーション）を一体的に実施している場合は、通所介護（通所リハビリテーション）の利用者人数に介護予防通所介護（介護予防通所リハビリテーション）利用者の人数を含めた平均利用延人員で算出
※一体的に実施していない場合は、通所介護（通所リハビリテーション）の利用人数に含めずに算出

以下の①又は②を選択

①所要時間に応じた計算方法

所要時間 (通所介護)	所要時間 (通所リハビリテーション)	利用者数
7時間以上9時間未満	6時間以上8時間未満	利用者数をそのまま計上
5時間以上7時間未満	4時間以上6時間未満	利用者数×3/4
5時間未満	2時間以上4時間未満	利用者数×1/2
—	2時間未満	利用者数×1/4

②同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法での計算方法 (例)

時間帯	要支援者の同時利用者数
10時～16時	5名
10時～13時	2名
13時～16時	3名

➡

同時にサービス提供を受けた者の最大数=8名

【正月等の特別な期間を除き毎日事業を実施している場合】

正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所の計算方法は、利用者のニーズに適切に対応する観点から、利用延人員数に6/7を乗じて計算する。

なお、前年度の実績が6月に満たない場合（新規又は再開の場合等を含む）の計算の際には、6/7を乗じない。

【同一事業所で2単位以上の通所介護を提供している場合】

利用者数の計算は、すべての単位を合算して行う。

【定員変更の扱い】

4月1日に前年度から利用定員を25%以上変更する場合は、4月からの利用定員の90%に、予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数となります

4月1日に前年度から定員を25%以上変更している場合以外は、前年度の実績となります。

【暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合】

新規に要介護認定を申請中の方が、暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合は、月平均延利用者の計算に含めない。

【市町から特定高齢者に対する通所型介護予防を受託している場合】

平均利用延人員数の計算には含めない。（障害者総合支援法の基準該当サービスの利用者及び特定施設入居者生活介護の外部サービス利用者も同様）

【災害その他のやむを得ない理由による定員超過の場合】

災害その他のやむを得ない理由により受け入れた利用者については、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数の計算に含めない。

(2) 前年度の利用実績が6月未満の事業所

(新たに事業を開始・再開した場合、平成28年4月1日に定員を25%以上の変更をした場合を含む)

姫路市に届け出た利用定員×90%×1月あたりの営業日数

(例)

運営規程上の定員：30人

当該年度の平均1か月の営業日数：30日

30人×0.9×30日=810人 → 大規模型事業所（I）

※ 前年度の実績が6月未満の事業者が2単位以上のサービス提供を行っている場合
原則的には、全ての単位の利用定員の合計を基に計算する。

【具体例①】

単位	時間	利用定員
1単位目	9時～12時半	15名
2単位目	9時～16時	12名



全ての単位の定員を合算した27名を基に計算

ただし、時間帯が完全に異なる場合は、各単位の最大の利用定員を基に計算しても差し支えない。

【具体例②】

単位	時間	利用定員
1単位目	9時～12時半	20名
2単位目	13時～16時半	12名



各単位の最大定員である20名を基に計算